

北陸情報通信協議会の諸行事に対する 主催（共催）、後援に関する基準等について

（適用範囲）

第 1 条 本規定は、北陸情報通信協議会が、他者からの申請により諸行事に対し主催（共催）又は後援する場合の基準及び手続きを定めるものである。

（申請方法）

第 2 条 当会に主催（共催）又は後援を申請する者は、次の事項を記載した書面を会長あてに提出するものとする。【様式 別紙】

- (1) 行事名
- (2) 主催（共催）、後援、協賛者名
- (3) 開催日時、開催場所
- (4) 行事内容
- (5) 対象者
- (6) 入場料の有無
- (7) 経費の総額
- (8) 当会への支出希望額
- (9) その他参考事項

（主催（共催）、後援の基準）

第 3 条 前条により主催（共催）又は後援の依頼を受けた場合は、次の事項について主催（共催）又は後援の基準とする。

- (1) 行事が当会の目的に沿っていること。
- (2) 開催しようとする行事が、当該年度の事業計画に合致すること。
- (3) 主催（共催）となる場合、当会への支出希望額は当会予算の範囲内であること。
- (4) 主催（共催）となる場合は、経費の総額を、主催（共催）者数で除した額以下であること。（上限 20 万円）

（共催等の実施）

第 4 条 第 2 条により申請を受け、第 3 条の基準のすべてに適合していると認める場合は、共催等を行うものとする。